

随意契約理由書

神戸市

件 名	令和4年度海岸線 5000形車両装置取替作業
契約の相手方	川重車両テクノ株式会社
根 拠 法 令	地方公営企業法 施行令 第21条の14第1項2号に該当

随意契約の理由

本作業は5000形車両のATI装置、ATC/O装置、無線装置の載せ換え作業である。ATI（車両情報制御装置）は運転制御、異常検知、検査等の機能を有した車両制御の中心的な装置、ATC/O装置は自動運転制御及び速度超過等を防止する保安装置、無線装置は乗務員と指令との通話をはじめ、非常発報、故障データ送信する機能を有し、列車の運行には欠かせない装置である。

本作業を担当するものは、当局電車の機能・構造等を熟知し、設計図書等に基づく載せ替え、調整、検査の実施及び特殊な電車部品の製作・手配を行える必要がある。

これらの諸条件を満たす業者は、車両新製時に車体の製作、艤装を担当した川崎重工業株式会社以外にはないが、令和3年に同社車両カンパニーが行う事業について川崎車両株式会社に継承された。また、鉄道車両の全般検査・重要部検査、修理、改造等保守に関わる業務全般について、上記業者に移管しており、現在今回の業務を実施できるのは上記業者だけである。

担当部署	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 御崎検修係	(電話番号 078-652-7340)
------	------------------------	---------------------